

令和 7 年 9 月 2 6 日
内 閣 官 房
防 衛 省

自衛隊法第 65 条の 11 第 6 項の規定に基づく自衛隊員の再就職
状況の公表について

自衛隊員のうち管理職隊員（特別の機関、地方支分部局等を含む本省課長・企画官相当職以上※）であった者の再就職状況については、自衛隊法（昭和 29 年法律第 165 号。以下「法」という。）第 65 条の 11 第 6 項の規定に基づき、内閣が毎年度公表することとされています。

今般、令和 6 年度分（令和 6 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日までの間における再就職の状況）について取りまとめたので、本日の閣議において、これを公表することとなりました。その内容は、[別紙 1 及び別紙 2](#)のとおりです。

※ 自 衛 官：1 等陸佐、1 等海佐又は 1 等空佐以上（自衛官俸給表の 1 等陸佐、1 等海佐及び 1 等空佐の(三)欄に定める額の俸給の支給を受ける者にあつては、俸給の特別調整額が一種又は二種とされる官職に就いていた者に限る。）

事務官等：行政職俸給表(一) 7 級以上の者又はこれに相当する者（行政職俸給表(一) 7 級及びこれに相当する者にあつては、俸給の特別調整額が一種又は二種とされる官職に就いていた者に限る。）

〔概要〕

令和 6 年度分の合計は、166 件です。

届出の区分ごとにみると、法第 65 条の 11 第 1 項関連（在職中の届出）が 44 件、同条第 4 項関連（離職後の事後届出）が 122 件であり、同条第 3 項関連（離職後の事前届出）については届出がありませんでした。

再就職先の区分ごとにみると、届出件数の多い順に営利法人が 109 件（65.7%）、その他の非営利法人が 24 件（14.5%）、国又は地方公共団体の機関が 16 件（9.6%）、一般社団法人又は一般財団法人が 7 件（4.2%）、学校法人、社会福祉法人又は更生保護法人が 3 件（1.8%）、自営業が 3 件（1.8%）、独立行政法人が 1 件（0.6%）、特殊法人が 1 件（0.6%）、公益社団法人又は公益財団法人が 1 件（0.6%）、その他が 1 件（0.6%）となっています。

【連絡先】

防衛省人事教育局人事計画・補任課再就職等監視室
電話：03-3260-0812（直通）

自衛隊法第65条の11第6項の規定に基づく自衛隊員の再就職状況の公表（総括表）

（令和6年4月1日～令和7年3月31日分）

令和7年9月

【自衛隊法第65条の11第1項、第3項及び第4項の規定に基づく届出（総計）】

再就職先 区分 府省等名	国又は地 方公共団 体の機関	独立 行政 法人	国立大学 法人	特殊 法人	認可 法人	公益社団 法人又は 公益財団 法人	一般社団 法人又は 一般財団 法人	学校法人、 社会福祉 法人又は 更生保護 法人	その他の非 営利法人	営利 法人	自営業	その他	合計
防衛省	16	1	－	1	－	1	7	3	24	109	3	1	166

【自衛隊法第65条の11第1項の規定に基づく届出】

再就職先 区分 府省等名	国又は地 方公共団 体の機関	独立 行政 法人	国立大学 法人	特殊 法人	認可 法人	公益社団 法人又は 公益財団 法人	一般社団 法人又は 一般財団 法人	学校法人、 社会福祉 法人又は 更生保護 法人	その他の非 営利法人	営利 法人	自営業	その他	合計
防衛省	－	1	－	－	－	－	2	1	8	32	－	－	44

【自衛隊法第65条の11第3項の規定に基づく届出】

再就職先 区分 府省等名	国又は地 方公共団 体の機関	独立 行政 法人	国立大学 法人	特殊 法人	認可 法人	公益社団 法人又は 公益財団 法人	一般社団 法人又は 一般財団 法人	学校法人、 社会福祉 法人又は 更生保護 法人	その他の非 営利法人	営利 法人	自営業	その他	合計
防衛省	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－

【自衛隊法第65条の11第4項の規定に基づく届出】

再就職先 区分 府省等名	国又は地 方公共団 体の機関	独立 行政 法人	国立大学 法人	特殊 法人	認可 法人	公益社団 法人又は 公益財団 法人	一般社団 法人又は 一般財団 法人	学校法人、 社会福祉 法人又は 更生保護 法人	その他の非 営利法人	営利 法人	自営業	その他	合計
防衛省	16	－	－	1	－	1	5	2	16	77	3	1	122